

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山添村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十二月二十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 山添村全域

三 測量の期間 令和六年十二月九日から令和七年二月二十八日まで